

軽自動車の登録変更(廃車など)の手続きをお忘れなく!

軽自動車税の納税義務者は、4月1日現在で車両を所有している方です。車両の解体や譲渡をしていても、廃車、名義変更などの登録変更の手続きを行わないと、翌年度以降も引き続き課税されます。

また、県外で廃車、住所変更、名義変更などの登録変更をしたときは、鏡野町での翌年度以降の課税を止めるための税申告(税止め手続き)が必要です。

該当の方は、3月31日までに変更手続きを行ってください。

ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。



車 種	手続きの窓口	電話番号
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕用含む)	鏡野町住民税務課 税務係 鏡野町竹田660	(0868) 54-2985 (午前8時30分～午後5時15分)
軽二輪(126cc～250cc) 二輪小型自動車(251cc以上)	中国運輸局 岡山運輸支局 岡山市北区富吉5301-5	(050) 5540-2072 (午前8時45分～11時45分、午後1時～4時)
軽自動車(乗用・貨物)	軽自動車検査協会 岡山事務局 岡山市北区久米177-3	(050) 3816-3084 (午前8時45分～11時45分、午後1時～4時)

お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 税務係 担当：池田
電話(0868) 54-2985(直通) FAX(0868) 54-3940(直通)

広報かがみのへ広告を掲載しませんか？

鏡野町が毎月発行し、町内各家庭や関係団体に配布している広報紙「広報かがみの」へ掲載する民間企業等の広告を募集しています。お店のPRやイベントの告知などに幅広くご活用ください。

○**広報紙の概要** 毎月1日に発行し、発行部数は約6,000部。

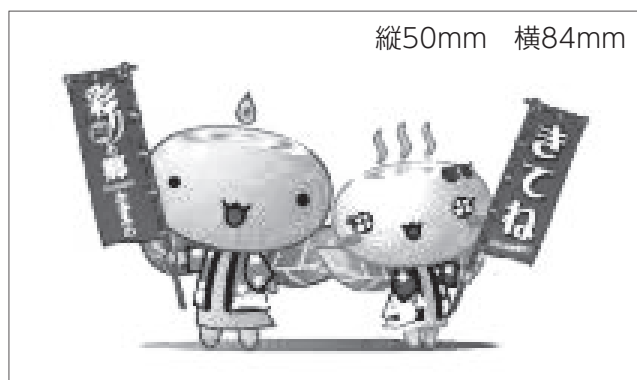
○**広告の規格及び金額**
(消費税別)

掲載箇所	広告枠	金額(月額)
広報かがみの A4版5段組み 最下段(2色刷)	1枠 縦50mm×横84mm	1枠 5,000円
	2枠 縦50mm×横170mm	2枠 10,000円

○**広告内容の審査について**

広告の内容に関して鏡野町広告掲載要綱に基づき、鏡野町広告審査会での審査を経て掲載の可否を決定させていただきます。業種や広告内容によって、掲載できない場合があります。

○**見本(1枠)**



※申込方法や詳細については
下記までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 情報広報係
担当：川端
電話(0868)54-2780